

International Canoe Federation
Canoe Slalom Competition Rules 2009

国際カヌー連盟
カヌースラローム競技ルール 2009
2009年1月1日より発効

訳出 = 2009年1月

訳責 = 有渡豊

訳出原典 = ICF Canoe Slalom Competition Rules 2009, Final Version

青字の部分は現時点で疑問の残る部分や訳者の注記、文中のカッコ [] 内は訳者による補足。

用語・訳語一覧 (原文 → 訳語)

Competitor=Male or female competitor

→ 競技選手 / 選手

ICF=International Canoe Federation

→ 国際カヌー連盟 / ICF

Federation=Member Federation of the ICF

→ ICF に加盟する連盟 / ICF 会員連盟

IJCSL=International Canoe Slalom Official

→ カヌースラローム国際審判

ICF JCSL=ICF Canoe Slalom Official

→ ICF カヌースラローム審判

CSLC=Canoe Slalom Committee

→ カヌースラローム委員会

WCh=World Championships

→ 世界選手権大会

WCS=World Cup Slalom

→ ワールドカップ大会

Competition=World Championship, World Cups and International events

→ 世界選手権大会 / ワールドカップ大会 / 国際競技大会

Categories=Kayak Men (KM), Kayak Women (KW), Canadian Men (CM),
Canadian Women (CW)

→ 競技区分 / カテゴリー

Events=Individual K1M, K1W, C1M, C1W, C2M, C2W

Team K1M×3, K1W×3, C1M×3, C1W×3, C2M×3, C2W×3

→ 競技種目 / 種目

DSQ-R=Disqualification for the run

→ ラン失格

DSQ-C=Disqualification for the whole competition

→ 競技大会失格 / 大会失格

General Rule (approved by the Congress)

→ 本則 (総会によって承認されたルール)

Technical Rule (approved by the Board of Directors)

→ 細則 (理事会によって承認されたルール)

カヌースラローム競技ルール

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 総合規定 | 6 |
| 1 目的 | 6 |
| 2 国際競技大会 | 6 |
| 3 競技選手 | 6 |
| 4 国際競技大会日程 | 7 |
| 5 最少参加ボート数 | 7 |
| 第2章 カテゴリー [競技区分]、ボートの構造、商標 | 7 |
| 6 カテゴリー：KM、KW、CM、CW | 7 |
| 7 ボート、パドル、装備 | 8 |
| 7.1 ボートの仕様 | 8 |
| 7.2 商標 | 8 |
| 7.3 ICFカヌースラローム大会に 求められる諸要件 | 8 |
| 第3章 競技運営と大会規定 | 9 |
| 8 競技役員 | 9 |
| 9 競技役員の責務 | 10 |
| 10 案内状 | 12 |
| 11 参加申し込み | 12 |
| 12 参加申し込みの受理 | 13 |
| 13 スタート順位とICFカヌースラローム・ ワールドランキング・システム | 13 |
| 14 ラン | 13 |
| 15 競技プログラム | 14 |
| 16 出場選手の変更と棄権 | 14 |
| 17 スタートナンバー | 14 |
| 18 チーム監督に対する説明 | 14 |
| 19 安全基準 | 15 |
| 20 コース | 15 |
| 21 コース承認 | 16 |
| 22 トレーニング | 17 |
| 23 スタート | 17 |
| 24 スタート間隔 | 17 |
| 25 不適切なスタート | 17 |
| 26 フィニッシュ | 17 |
| 27 ゲートの設置 | 17 |
| 28 ゲートの通過 | 18 |
| 29 ペナルティ | 18 |
| 30 審判の合図 | 18 |
| 31 コースの明け渡し | 19 |
| 32 転覆と脱艇 | 19 |

| | | |
|-------|--------------------|----|
| 33 | 計時 | 19 |
| 34 | 記録の集計と成績発表 | 19 |
| 35 | 同着 / 同スコア | 20 |
| 36 | 抗議 | 20 |
| 37 | 競技委員会または審議委員会への提訴 | 21 |
| 38 | ICF 理事会への提訴 | 22 |
| 39 | ラン失格 | 22 |
| 40 | 競技大会失格 | 22 |
| | | |
| 第 4 章 | 世界シニア選手権大会特別ルール | 23 |
| 41.1 | 大会運営 | 23 |
| 41.2 | 参加ボート数 | 23 |
| 41.3 | ラン：予選、準決勝、決勝 | 23 |
| 41.4 | 競技日程 | 24 |
| 41.5 | 案内状 | 24 |
| 41.6 | 参加申し込み | 24 |
| 41.7 | 参加申し込みの受理 | 25 |
| 41.8 | スタート順位とビブナンバー | 25 |
| 41.9 | プログラム | 25 |
| 41.10 | ICF 役員 | 25 |
| 41.11 | コース | 26 |
| 41.12 | 計時 | 26 |
| 41.13 | ドーピングの禁止 | 27 |
| 41.14 | 表彰 | 27 |
| 41.15 | 記録の集計と成績発表 | 27 |
| | | |
| 第 5 章 | 世界ジュニア選手権大会特別ルール | 28 |
| 42.1 | 目的 | 28 |
| 42.2 | 大会運営 | 28 |
| 42.3 | 年齢制限 | 28 |
| 42.4 | カテゴリー：KM、KW、CM | 28 |
| 42.5 | スタート順位 | 28 |
| 42.6 | 参加申し込み | 29 |
| 42.7 | ICF カヌースラローム審判 | 29 |
| | | |
| 第 6 章 | オリンピック大会特別ルール | 29 |
| 43 | オリンピック大会に求められる諸条件 | 29 |
| | | |
| 第 7 章 | ワールドカップ大会特別ルール | 30 |
| 44.1 | 定義 | 30 |
| 44.2 | 大会運営 | 30 |
| 44.3 | 参加申し込み | 30 |
| 44.4 | コースデザイン委員会 | 30 |
| 44.5 | スタート順位とビブナンバー | 30 |
| 44.6 | ワールドカップ大会 ICF 派遣役員 | 31 |
| 44.7 | ICF 役員の責務 | 31 |
| 44.8 | ワールドカップ大会における表彰 | 31 |

| | |
|-----------------|----|
| 44.9 表彰 | 32 |
| 44.10 閉会式 | 32 |

カヌースラローム競技ルール

第1章 総合規定

- 1 目的（本則）
 - 1.1 カヌースラローム競技の目的は、ゲートによって限定された急流のコースを過失なく、可能なかぎり早いタイムで漕行することである。
 - 2 国際競技大会（本則）
 - 2.1 国際競技大会として告知される大会はすべて、国際カヌー連盟 (ICF) の競技ルールによって運営されなければならない。
 - 2.1.1 ICF に加盟する連盟あるいはその傘下の団体が開催する大会は、外国選手 [原文では複数] が招待されて参加する場合には、すべて国際競技大会とみなされる。
 - 2.2 国際競技大会では、カヌースラローム国際審判 (IJCSL) の有効な資格カードを所持する役員が少なくとも1名参加し、[大会運営の] 監督にあたらなければならない。
 - 2.2.1 これらの役員は、主催者の推薦にもとづきカヌースラローム委員会委員長が指名する。
 - 2.2.1.1 これら役員は、主催者の推薦にもとづきカヌースラローム委員会委員長が指名する。
 - 2.3 国際競技大会には次の三つのタイプを設ける。

タイプ A: 参加は国を代表する選手およびチームに限定する。ICF 加盟のすべての連盟に対し、1 種目あたり最大 6 艇の参加が認められる。

タイプ B: 参加は国を代表する選手およびチームに限定する。主催者の招待による大会で、参加ボート数は ICF 加盟の連盟に対し 1 種目最大 6 艇とする。

タイプ C: ICF 加盟のすべての連盟に参加が認められる。参加選手数は主催者が決定する。
 - 2.3.1 タイプ A、B、C の大会における選手のスタートは、ICF ワールドランキング (ルール 13.2 項参照) の順位を逆にして下位の選手からおこなわれなければならない。ランキングをもたない選手のスタート順位は、主催者の裁量により決定する。
 - 2.4 ICF が主幹する競技大会は次の 3 大会である。

世界シニア選手権大会 (第 4 章参照)

世界ジュニア選手権大会 (第 5 章参照)

ワールドカップ大会 (第 7 章参照)
- 3 競技選手（本則）
 - 3.1 国際競技大会に参加する権利を有する選手は、ICF に加盟する連盟傘下の団体メンバーにかぎられる。
 - 3.2 選手は個人としていつでも国際競技大会に参加することができるが、その際にはかならず、所属する国の連盟から特別の許可をえなければならない。
 - 3.3.1 選手は、母国の連盟から承諾がえられた場合にかぎり、定住する外国の連盟を代表して競技に参加することができる。

承諾書は、カヌースラローム委員会委員長に送付するためのコピー 1 通を添えて、大会開催の前年 11 月 30 日までに ICF 本部に送付されなければならない。

選手が母国の連盟に復帰して出場する権利を獲得する場合にも、同様の手続きが適用される。
 - 3.3.2 選手がすでに 2 年以上外国で生活している場合には、母国の連盟の許可を必要としない。
 - 3.3.3 1 カレンダー年 [暦上の 1 年] の間は、選手が複数の連盟の代表としてカヌー競技に参加することはできない。ただし、外国で結婚して母国を離れた場合には、この規則が適用されることはない。この場合には 2 年の猶予を待つことなく、新しく所属する連盟の代表として競技に参加することができる。

- 3.4 ジュニア選手として競技に参加できる期間は、その選手が15歳の誕生日を迎える年を最初とし、18歳の誕生日を迎えた年を最後とする。
- 3.5 マスターズ大会における年齢区分の下限の年齢に達する選手は、その年から競技に参加することができる。ちなみに、35～39歳クラスでは、35歳の誕生日を迎える年には参加が認められる。
1艇に複数の選手が乗る競技種目の場合、そのクルーが参加できる年齢区分は若いほうの選手の年齢によって決定する。年齢区分は35～39歳から始まり、5歳ごとに上のグループに移行する。
- 3.6 ICFに加盟するすべての連盟は、所属選手がそれぞれの種目にふさわしいレベルで競技できるように、その健康状態が良好で適性を維持していることを保証しなければならない。また、各選手、チーム役員および所属メンバーが、人身、装備、所有物を対象とする適切な健康保険、傷害保険、損害保険証を確実に携帯するようにさせなければならない。
- 4 国際競技大会日程（本則）
国際競技大会の日程表は、ICFが主幹する大会（のみを掲載する）日程表とは異なるものである。
- 4.1 国を代表する連盟にかぎり、国際競技大会日程に加える大会の申請をおこなうことができる。ただし、ICFに加盟する連盟にのみこの申請が許される。
- 4.1.1 [国際競技大会開催の]申請は、ICFによって定められ、ICFのホームページに公開された書式をもってなされるものとする。
- 4.1.2 ICF主幹の競技大会（世界選手権大会およびワールドカップ大会）の日程表は、前年の1月1日までに公表される。国際競技大会開催の申請締め切りは、前年の3月1日（ICFが主幹する競技大会日程の公表から2ヶ月後）とする。
- 4.2 全競技調整委員会*が競技日程全体を承認する。いったん承認された日程は変更されない。
*原文は"Competition Commission"。ICF定款(Statutes)で、カヌースラローム委員会やワイルドウォーターカヌー委員会などすべての競技部門の委員長によって組織され、競技日程、役員人事、登用試験などにかかわる事柄の調整にあたり規定されている委員会（委員長はICF執行委員会メンバー）。「全競技調整委員会」と仮に訳しておく。8.4.1項にある委員会も同じ。
- 5 最少参加ボート数（細則）
- 5.1 個人競技、チーム競技とも、ICFに加盟する異なった2つの連盟から参加する、少なくとも個人種目の3選手、チーム種目の3チームがスタートしないかぎりレースは実施できない。
- 5.2 3選手のすべてあるいは3チームのすべてがゴールしなくても、レースは成立したものとみなされる。

第2章 カテゴリー [競技区分]、ボートの構造、商標

- 6 カテゴリー：KM、KW、CM、CW（本則）
- 6.1 個人種目
女子 K1
男子 K1
女子 C1
男子 C1
女子 C2
男子 C2
- 6.1.1 選手は複数の個人種目に出場することができる。
- 6.2 チーム種目
女子 K1×3艇

- 男子 K1×3 艇
- 女子 C1×3 艇
- 男子 C1×3 艇
- 女子 C2×3 艇
- 男子 C2×3 艇
- 6.2.1 チームは個人種目に出場した選手のみで構成されなければならない。
- 6.2.2 選手が出場できるチーム競技は1種目にかぎられる。
- 6.2.3 選手は出場した個人種目とは異なったチーム種目に参加することができる。
- 6.2.4 2回のランによって成立するチーム競技においては、ファースト・ランとセカンド・ランとの間で個々のチームメンバーと補欠選手の交代が認められる。
- 6.2.4.1 交代が認められるボートは1チームにつき1艇だけとする。
- 6.2.4.2 この変更は文書をもってスターターに報告されなければならない。
- 6.2.5 A、B、およびCタイプの競技大会では、主催者の裁量により、ジュニア競技として上記競技種目のいずれかを、あるいはそのすべてを実施することができる。
- 6.3 スタート順位
- 6.3.1 チーム競技のスタート順位は、その競技の個人種目における各連盟の上位3選手の平均成績にもとづいて決定される。スタートは平均成績の順位を逆にして下位のチームからおこなわれる。この規定が適用できない例外のケースでは、そのチームはリストのトップからスタートし、該当するチームが複数あった場合のスタート順位は主催者がおこなう抽選によって決定される。
- 7 ボート、パドル、装備（本則/細則）
- 7.1 ボートの仕様（細則）
- 7.1.1 寸法

| | | | |
|----|------|-----------------|---------------|
| K1 | 全タイプ | ボートの長さは最小 3.50m | ボートの幅は最小0.60m |
| C1 | 全タイプ | ボートの長さは最小 3.50m | ボートの幅は最小0.65m |
| C2 | 全タイプ | ボートの長さは最小 4.10m | ボートの幅は最小0.75m |
- 7.1.2 ボートの最小重量

| | | |
|----|------|------|
| K1 | 全タイプ | 9kg |
| C1 | 全タイプ | 10kg |
| C2 | 全タイプ | 15kg |

計量に際しては、ボート内に残留する水が除去されていなければならない。
- 7.1.3 すべてのボートは、その両端の半径が上から見て最低2cm、横から見て最低1cmなければならない。
- 7.1.4 ラダーの装着はすべてのボートで禁止される。
- 7.1.5 ボートは要求される規格にあわせて設計され、また、その規格に適合する状態を維持していなければならない。
- 7.1.6 カヤックはデッキをもつボートで、選手がそのなかに腰かけて坐り、ダブルブレードパドルで推進するものでなければならない。カナディアンカヌーはデッキをもつボートで、選手がそのなかに膝をついて坐り、かならずシングルブレードパドルで推進するものとする。
- 7.2 商標（本則）
- 7.2.1 ボート、用具、ウェアには、商標、広告に使用されるシンボルマーク、語句をつけることができる。
- 7.3 ICF 主管のカヌースラローム大会に求められる諸要件（オリンピック大会を除く）。
- 7.3.1 選手のウェアおよび用具につけるすべての宣伝物に関するガイドラインは、以下のとおりである：
- 7.3.2 宣伝物はすべて、選手を識別する際の妨げになったり、また、レースの結果に影響を与えたりすることのないようにつけられていなければならない。

7.3.3 タバコおよび強いアルコール飲料の広告は許可されない。

第3章 競技運営と大会規定

8 競技役員（本則 / 細則）

国際カヌースラローム大会は、その特殊性と重要性ゆえに、下記の条項で規定される競技役員が運営にあたらなければならない。

8.1 競技委員会（本則）

8.1.1 国際カヌースラローム大会においては、かならず、3人のメンバーで構成される競技委員会が設置されなければならない。また、競技委員会の委員はカヌースラローム国際審判(IJCSL)でなければならない。

競技委員会の委員は、大会に参加する各連盟から提出された推薦者名簿にもとづき、主催連盟が指名する。大会に参加する連盟は、1名にかぎり代表を競技委員会の委員にすることができる。大会運営にあたる連盟の代表者が競技委員会を統括する。

8.1.2 競技委員会は、競技ルール違反に関する抗議を受理し、ルールの解釈に意見の相違がある場合には最終的な決定をくだす。競技委員会の決定はICFルールにしたがったものでなければならない。

競技委員会は、選手から大会期間中の出場資格を剥奪することができる。

競技委員会は、大会期間中に発生し競技ルールの適用範囲をこえる問題すべての解決にあたり、賛否同数の場合には競技委員会委員長が決定する。

8.2 競技役員（細則）

1) チーフオフィシャル* (IJCSL) / (ICF JCSL) — Chief Official

*国内ルールにおける「競技委員長」とほぼ同じ職責をになう。ただ、ICFルールでは競技委員会との関わりを特に規定していない。適訳が見いだせないことと、原語を残す必要もあると判断してそのまま直訳し、原文を付記した。

2) テクニカルオーガナイザー* (IJCSL) / (ICF JCSL) — Technical Organizer

*国内ルールにおける「技術部長」に相当するが、職責は技術的業務のみに限定できない。チーフオフィシャルの場合と同じ理由から、直訳した。

3) 審判長 (IJCSL) / (ICF JCSL) — Chief Judge

4) 副審判長 (IJCSL) / (ICF JCSL) — Assistant Chief Judge

5) ゲート審判 (IJCSL) / (ICF JCSL) — Gate Judges

6) コースデザイナー (IJCSL) / (ICF JCSL) — Course Designer

7) プレスタート検艇員 — Pre Start Controller

8) スターター — Starter

9) 決勝審判 — Finish Judge

10) 計時員 — Time Keepers

11) 集計主任 — Chief of Scoring

12) 検艇員 — Boat Controller

13) 安全主任 — Safety Officer

14) 医療担当 — Medical Officer

15) 報道担当 — Media Officer

医療担当および報道担当は、世界選手権大会およびオリンピック大会でのみ任命される。

8.2.1 1) から 6) の役員は、国際競技大会においてはカヌースラローム国際審判、ICF 主幹の競技大会およびオリンピック大会においてはICFカヌースラローム審判(ICF JCSL)でなければならない。

8.3 カヌースラローム国際審判登用の手続き

8.3.1 試験：

1. 試験の実施

—審判資格試験は、その必要に応じて世界選手権大会開催時におこなわれる。

—世界選手権大会開催時以外の試験に関しては、各大陸の協会または国を代表する連盟にかぎり、試験の実施を申請する資格が与えられる。この申請は、競技日程に加えるべき大会開催の申請と同時に、ICF によって定められ、ICF のホームページに公開された書式をもってなされるものとする。

申請の締め切りは、国際競技大会日程に加える大会申請の締め切りと同日とする。試験日程は国際競技大会日程と同じ日に公表される。

2. 受験志願者

受験志願者を推薦する権利は国を代表する連盟にのみ与えられ、申請は遅くとも試験の 30 日前までにされなければならない。申請書は、ICF によって特別に定められ ICF のホームページに公開された書式をもって、ICF 本部に送付されなければならない。

ICF 本部は資料を作成し、受験志願者リストをカヌースラローム委員会委員長に提供する。

3. 試験手続き

カヌースラローム委員会委員長が指名する 2 名によって構成される小委員会が、試験を実施する。この試験は、ICF 主管の競技大会において役員を務める資格 (ICF JCSL) の認定を希望する者のためであり、ICF の定款 [Statutes] と競技ルールに関する知識および実務経験にもとづくテストが、英語で実施される。

英語以外の言語による試験を受験した場合には、ICF 主管の競技大会で役員の任につく資格はないものとみなされる。

4. 役員カード

試験終了後、カヌースラローム委員会委員長は ICF 審判試験の報告をまとめ、ICF 本部に送付する。ICF 本部は合格者に対して役員カードを発行し、その国の連盟に送付する。

5. 役員カードの有効期限と更新

カードの有効期限と更新は、カヌースラローム委員会委員長の規準にもとづいて決定されるものとする。

8.3.2 費用の負担

国を代表する連盟は、所属役員 (受験の前後にかかる) 費用に責任をもたなければならない。試験に要する受験者ひとりあたりの費用 20 ユーロは当該の連盟に請求され、総計費用の明細請求書はその年の 10 月 30 日から 11 月 30 日の間に送付される。

世界選手権大会開催時以外の試験実施を申請する場合、その連盟は試験官の滞在費と旅費を含めて、試験実施にかかわる全費用を負担することとする。

8.4 ICF カヌースラローム審判任命の手続き (細則)

カヌースラローム委員会委員長および ICF 事務局長は、任期 2 年の ICF カヌースラローム審判を指名する。カヌースラローム委員会は、年に一度、各国連盟によって推薦されたカヌースラローム国際審判を対象とする、指導と ICF カヌースラローム審判昇格のための講習会を実施しなければならない。資格の認定は、主として国際大会における審判としての経験と、役員職務に対する専門知識の高さに規準をおいておこなわれる。

8.4.1 ICF 大会のための役員推薦と任命 (ICF カヌースラローム審判にのみ適用)

ICF 主幹の大会役員を推薦する資格は、国を代表する連盟にかぎり与えられる。役員推薦の締め切りは大会が開かれる年の 1 月 1 日とし、推薦書はそれまでに (ICF 本部あてのコピーを添えて) カヌースラローム委員会委員長に提出されなければならない。カヌースラローム委員会委員長は、全競技調整委員会*の承認をえるため、3 月 1 日までに大会役員推薦リストを同委員会に送付する。

*原文は "Competition Commission"。ルール 4.2 項参照。

9 競技役員 の 責務 (本則 / 細則)

- 9.1 チーフオフィシャルはルールにしたがって大会運営を監督する。また、競技成績および大会役員のリストが大会終了後ただちに ICF に対して提出されるようにしなければならない。
- 9.2 テクニカルオーガナイザーは以下の事項に責任を負うものとする：
一開催地における準備と大会全体の運営。
一大会で必要とされる専用機材の設置および正常な機能の確保。
テクニカルオーガナイザーはまた、コース承認委員会の委員でなければならない。
- 9.3 審判長は、競技がルールにしたがって適正に実施されているかどうかを確認しなければならない。審判長は競技ルールを適用し、選手に失格処分を科すことあるいは選手に再レースを許可することができる。
判定にかかわる問題に関しては、審判長が最終決定者となる。レースに公式のテレビが存在する場合には、審判長はその映像をみずからの情報として利用することができる。
ペナルティに関する抗議に対して審判長がくださった結論は決定事項となり、したがってそれ以上の抗議は受けつけられない。
- 9.3.1 審判長は、ICF 事務局長およびカヌースラローム委員会に対して、競技の運営に関する報告書を提出しなければならない。
- 9.4 副審判長は、審判長およびチーフオフィシャルと緊密に協力し、競技運営とりわけ審判の構成と手続きに関する管理業務を指揮するものとする。また、大会期間中に参加国のチーム監督から寄せられた問い合わせをとりまとめ、判定資料のチェックをおこない、抗議受けつけデスクの運営に必要な書類や大会事務局にとって必要なあらゆるものを収集する。
副審判長は、抗議に対する審判長の結論をまとめ、それが記録されるよう手配し、またすべての公式文書を保存しなければならない。
- 9.5 ゲート審判は、各ゲートにおいて的確なペナルティを科し、正確な判定をおこなう責任を負う。また、隣接するゲートの審判の判断を尊重しなければならない。すなわち、それぞれのゲート通過を観察するにあたって、より適切な場所にいる審判の判断は特に尊重しなければならない(より適切な場所とは、距離の近い場所、あるいは距離が離れていてもそれぞれのケースで観察しやすい角度にある場所を意味する)。
ゲート審判は同時に、より観察しやすい位置にいて特別な権限と任務を与えられているゲートがある場合には、義務としてそのゲートの審判を援助しなければならない。
ひとりのゲート審判(中継区間を担当する審判)にかぎり、ペナルティを大会本部に通達し、また観客に告知する任務が与えられる。
ゲート審判は、各選手の記録資料を明瞭な文書として残さなければならない。また、すべての選手に対して公平な漕行が保証されるようレースの進行を観察する。さらに、はっきりした合図によって、選手に科そうとするペナルティを中継担当の審判に伝えなければならない。
タイプAおよびタイプBの国際競技大会においては、その大会に参加中の連盟は4名以上のゲート審判を出すことができない。
- 9.5.1 各区間が担当するゲートのペナルティは、それぞれのペナルティに応じた円形または角形のプレートの合図によって示され、あるいは中継を担当する審判によって、その区間におかれたスコアボード上に常時告知される。
- 9.6 コースデザイナーはコースのデザインに責任を負い、大会期間中、コースが本来のデザインどおりの状態を確実に維持するよう務めなければならない。また、ゲートや他の装置を適切に設置し、修理や調整が必要になった場合につねに備えていなければならない。
コースデザイナーは同時に、コース承認委員会のメンバーでなければならない。
- 9.7 プレスタート検艇員は、選手のボートおよび個人装備が安全規準(ヘルメット、ライフジャケット、ボートに関する規準・第3章ルール19条参照)に適合していることを確認しなければならない。また、ボートに関しては検艇員の承認マークの有無をチェックする。
プレスタート検艇員は、安全上必要とされる条件を満たしていない選手あるいはボートの

- スタートを拒否することができる。
- こうした検査や措置によって生じた時間的損失は、すべてその選手が負うべきものとする。
- 9.8 スターターは、選手が正しい順序にしたがっていることを確認し、スタートを許可する。
下記のような選手に対しては、スターターはそのスタートを拒否することができる：
—安全基準を遵守していない選手。
—点呼を受けたあと、指定された時間までにスタート地点にこなかった選手。
—ビブのつけかたが正しくない、あるいはビブをつけていない選手。
—スターターの指示に従わない選手。
スタートの際になんらかの異常があった場合、スターターはただちに審判長に報告しなければならない。
- 9.9 決勝審判はスターターと協調し、選手の競技終了を正しく確定する。
- 9.10 計時員は責任をもって正確な計時をおこない、スコア集計センターに連絡しなければならない。
- 9.11 集計主任は競技記録を集計し、公表する責任を負う。
- 9.12 検艇員は、競技に参加するボートの寸法と重量がルールに適合していることを確認し、その結果にしたがってボートに承認マークを貼付する。また、ボートおよびライフジャケットが安全基準に適合していることを確認し、承認マークをつけなければならない。
- 9.13 安全主任は救助チームと共同し、状況によっては脱艇した選手を救助しなければならない。また、深刻な事態に際して必要となる、安全装備や救急用品をいつでも使用できるよう準備し、困難に直面している選手に対して有効な援助をしなければならない。
医師 [原文は単数] はつねに待機していなければならない。
- 9.14 役員は複数の役職を兼務することができる。
役員は声をかけることはもちろん、他のいかなる手段によってもコース上の選手に技術的な助言をしてはならない。
ゲート審判はどのような方法であれ、また、選手が犯したどのような過失に対してであれ、選手の注意を喚起する行為は禁じられる。
- 9.15 チーフオフィシャル、審判長、副審判長、スターター、決勝審判および集計主任の間では、つねに意志の疎通をはかることが求められる。
- 10 案内状 (本則)
- 10.1 国際カヌースラローム大会の案内状は、大会の2ヵ月前までに送付されなければならない。また、その内容には下記の情報が含まれていなければならない：
—大会日程、開催地、大会形式 (タイプ A, B, または C)。
—コースの説明。
—暫定的な競技開始の時間およびレースの順序。
—競技種目。
—コースの特徴に関する詳細、河川の特性 (難度)。
—安全基準。
—参加申し込み書の宛先。
—参加申し込みの締め切り日。
—表彰の対象 * と賞品のリストおよび表彰の条件。
*原文は "List of challenges, prizes and award".
—タイプ C の国際大会の場合には、競技種目ごとの最大参加ボート数が明記されなければならない。
- 11 参加申し込み (細則)
- 11.1 ICF に加盟する各連盟は、案内状にある指示にしたがって国際競技大会への参加申し込みをしなければならない。
参加申し込み書には以下の内容が含まれていなければならない：

- 選手が所属する連盟またはクラブ名。
 - 参加各選手の姓名。
 - 選手およびチームが出場を希望する競技種目。
 - チーム監督、カヌースラローム国際審判、ICF カヌースラローム審判およびその他の役員の姓名。
- 11.1.1 連絡はすべて文書(手紙、ファックス、eメール、電報、テレックス等)でおこなわれなければならない。口頭でなされた連絡は、定められた締め切り(締め切り日の深夜0時)までに文書をもって確認されなければならない。万一内容に矛盾があった場合には、レターヘッドと署名、あるいは署名のあるものが優先される。
- 11.2 選手名記入の申し込みの締め切りは、大会初日の14日以前に設定される。締め切りに遅れた選手名および参加ボート数記入の申し込みが特例として受理されるためには、国を代表する連盟からカヌースラローム委員会委員長に対して申し込みがされなければならない。
- 11.3 ワールドランキングの対象となる ICF カヌースラローム大会への参加申し込みは、ルール 41.6 項にしたがっておこなわれなければならない。
- 12 参加申し込みの受理(本則)
- 12.1 主催する連盟は、参加申し込みを受理したむね2日以内に通知しなければならない。
- 13 スタート順位と ICF カヌースラローム・ワールドランキング・システム(本則)
- 13.1 スタート順位
- 13.1.1 国際競技大会におけるスタート順位の決定は、主催する連盟の責任とする。各種目のスタート順位は、ICF カヌースラローム・ワールドランキングにもとづいて決定される。選手はワールドランキングの順位を逆にして、下位から順にスタートする。
ランキング入りしていない選手にはいちばん早いスタート順位が与えられ、[該当者が複数の場合には]主催者の責任において抽選で順位が決められる。
- 13.1.2 ジュニアの国際競技大会のスタート順位は、前回の世界ジュニアカヌースラローム選手権大会における連盟の順位にもとづいて決定される。前回の世界ジュニアカヌースラローム選手権大会に参加しなかった連盟に所属する選手には、いちばん早いスタート順位が与えられ、[該当者が複数の場合には]主催者の責任において抽選で順位が決定される。
- 13.2 ICF ワールドランキング・システム
- 13.2.1 ICF ワールドランキング・システムの目的は、ICF ワールドランキング大会に選定された競技大会に参加する選手のためのランキング・システムを確立することである。
- 13.2.1.1 ICF ワールドランキングは、各種目においてすべての選手にランクを与えるものであり、そのつど更新されるポイント制のシステムである。
ポイントの計算方式は以下の原則を反映したものとなる：
—競技に参加する選手層の質の高さ。
—大会の重要性。
—選手が獲得した成績の価値の高さ。
- 13.2.1.2 最新の ICF カヌースラローム・ワールドランキングは、指定された大会の成績からベストスリーを選んで計算される。ワールドランキングの対象となる次年度の ICF カヌースラローム大会はカヌースラローム委員会によって決定され、遅くとも前年の10月1日までに ICF によって公表される。
- 13.2.1.3 ICF ワールドランキングの集計のため、主催者は、最後の競技が終了したのち24時間以内に、競技の結果を指定された様式にしたがって ICF に送付しなければならない。
- 14 ラン(細則)
- 14.1 国際カヌースラローム大会の競技は2回のランで構成する。スコアは2回のランのよいほうの成績を採用する。主催者は、ICF 主管の競技大会と同様に(ルール 41.3 項参照)、予選、準決勝、決勝をおこなうことができる。準決勝のスタートは予選の成績順位を逆にして、決勝のスタートは準決勝の成績順位を逆にしておこなわれる。

- 14.2 準決勝および決勝では、コースのバランス*が保たれているかぎり、もとのコースを変更することが許される(ルール 20.1 項参照)。
*ここでいう「コースのバランス」とは、ルール 20.1 項のうち「右漕ぎと左漕ぎの C1 選手に対し平等な条件を与えるものでなければならない」の部分が該当すると思われる。
- 14.3 国際競技大会におけるチーム競技はランを 1 回に減らして実施することができる。
- 15 競技プログラム(細則)
- 15.1 競技開始の少なくとも 24 時間前までに、参加各連盟が入手しうるプログラムの最終版が用意され、出場選手名と所属する連盟あるいはクラブ名が告知されなければならない。
- 15.1.1 競技プログラムの作成にあたっては下記の原則にしたがわなければならない：
—個人競技のレースはチーム競技の前におこなう。
—[個人競技の] 準決勝と決勝、あるいは決勝がおこなわれる場合には、チーム競技のあとに実施する。
—特別な状況のもとでは、予選の 2 回のランを別々の日に分けて実施することが許される。
—大会の主催者は、案内状で告知した競技の順番や大会プログラムで発表したレース間隔を守らなければならない。
—チーム監督の過半数が同意しなければプログラムの変更をおこなうことができない。
- 16 出場選手の変更と棄権(細則)
- 16.1 出場選手の変更あるいは棄権については、監督会議開催中に通告がなされるか、あるいはその競技がおこなわれる[当日の]プログラム最初のレースがスタートする少なくとも 1 時間前までに文書をもって伝達されなければならない。
- 16.1.1 選手の棄権は最終的なものであり、棄権した同じ選手やチームの再出場は不可能となる。
- 16.2 出場選手に関するいかなる変更も文書によってスターターに伝達されなければならない。
- 17 スタートナンバー [ビブナンバー] (細則)
- 17.1 運営にあたる連盟が提供するビブのナンバーは、その連盟の要望にしたがって選手の胸と背中につけて表示されなければならない。大会名またはメインスポンサー名は [胸と背中の両方に] 表記することができる。
- 17.1.1 ビブの数字は文字の高さが 15cm または 20cm、文字の幅は 2cm でなければならない。
- 17.2 ビブはよく見えるように選手の身体にしっかりつけられるべきである。
C2 の場合はパウマンあるいは両選手が着用する。
- 17.3 すべての選手は与えられたビブに責任をもたなければならない。
- 18 チーム監督に対する説明(細則)
- 18.1 遅くとも競技開始の 5 時間前までには、すべてのチーム監督に対して下記事項に関する情報が書面をもって提示されなければならない：
—スタート順位のリスト。
—詳細な時間表。
—コースの開放時間。
—スタート時間。
—スタートラインの位置。
—フィニッシュラインの位置。
—スタートの間隔。
—スターターのスタート合図、およびコースの明け渡しを指示する際に審判が使用する合図(ホイッスル)。
—大会本部および(世界選手権大会にのみ*設置される)審議委員会の所在。
*オリンピック大会でも審議委員会が設置される(ルール 37.1 項参照)。
—検艇の時間と場所。
—指定された方法がある場合には、フィニッシュ地点からスタート地点までボートを搬送する方法。

- トレーニングに関する規定。
- (必要とされる場合には)ドーピング検査の場所。
- 18.2 参加各連盟を代表するチーム監督による会議は、競技開始前の適切な時間に開かれなければならない。監督会議では以下の事項が検討される：
 - 選手に対する追加の指示。
 - コース承認(委員会の報告のみ)。
 - 出場選手の変更と棄権。
- 19 安全基準(細則)
- 19.1 すべてのボートは水に沈まぬように造られていなければならない。また、バウ、スターンのそれぞれから30cm以内の部分に取っ手[ハンドル]が取り付けられていなければならない。
- 19.1.1 ハンドルとして認可されるものを以下に挙げる：
 - ロープの輪。
 - ハンドル付きのロープ。
 - バウからスターンまでボートの長さに張られたロープ。
 - ボートの構造の一部となっていて不可欠なハンドル。
- 19.1.2 ハンドルはボートをつかむため、つねに手のひら全体が親指の付け根まで容易に入るものでなければならない。
- 19.1.3 ハンドルに使用されるものの断面は、円形の場合はその直径が6mm以上、方形の場合には2mm×10mm以上でなければならない。
- 19.1.4 テープでとめられただけのハンドルは認められない。
- 19.2 すべての選手は、きっちりした安全用のヘルメットおよびライフジャケット(浮力補助装備)を着用しなければならない。どちらも、材質を保証するメーカーの商標がついた製品であり、良好な状態のものでなければならない。
自家製のヘルメットおよびライフジャケットは認められない。
- 19.2.1 ライフジャケットは、上半身に着用するジャケットまたはベストの前・背面に、均等に配分された非吸水性の浮力材を使って作られていなければならない。また、公認された6kgの鉛あるいはそれと同じ重さの金属を浮かせるのに十分な浮力を持っていなければならない。意識を失っていない人間が水中で顔を上にした姿勢を保てるようデザインされていなければならない。
- 19.2.2 安全用ヘルメットは、たとえば選手が岩などに衝突した場合、選手の頭部を十分に保護することができる(頭部とヘルメットシェルの間に衝撃吸収のためのスペースがある)ものであり、また堅牢な顎ストラップを装着したものでなければならない。
- 19.3 主催者は、スタート時あるいはゴール後に、ボートおよびライフジャケットの浮力検査を適宜実施することが望ましい。
- 19.3.1 疑いがある場合にはボートの浮力が検査される。ボートは内部が満水になっても水面より下に沈んではならない。
- 19.4 選手はいかなる場合も、ただちにボートから脱出することができなければならない。
- 19.5 安全基準が守られていない場合には、スターター、プレスタート検艇員、検艇員および審判長はそれぞれ与えられた職務にしたがって、選手のスタートを禁止しなければならない。
- 19.6 いかなる大会においても、選手は自らの責任でスタートしなければならない。ICFも主催者も、競技コース上で発生した事故および用具の損傷に対しては責任を負わない。
- 20 コース(細則)
- 20.1 コースは全行程を通じて漕行可能であり、右漕ぎと左漕ぎのC1選手に対し平等な条件を与えるものでなければならない。
理想的なコースは以下の条件を含むものとする：
 - 1) [ゲートを通る方法に関して] 選手にいくつかの選択肢を提供するコンビネーションゲートを最低1セット設けること。

- 2) 絶え間なく方向を変え、沸き上がる動きのある (エディ、ウエイブ、早い瀬など) 技術的難度を伴う流れであること。
- 20.2 コースの長さは (コースのセンターラインを計測して)、スタートラインからフィニッシュラインまでもっとも短くても 250m とし、もっとも長い場合でも 400m をこえないものとする。コースデザイナーには、男子 K1 選手が 100 秒に近い (もっとも早くても 90 秒を切ることはない) タイムで漕破できるコースを設計するよう推奨される。
競技コースの両端には、選手のウォームアップとクールダウンに十分なスペースがなければならない。これらのスペースは、スタートおよびフィニッシュエリアに影響を与えることなく、すべての選手が自由に使用できるものでなければならない。
- 20.3 コースは、自然の障害物、自然の障害物と人工の障害物を組み合わせたもの、あるいは人工の障害物で構成されるものでなければならない。
資格を与えられたチームは、公式トレーニング週間および競技期間中の定められた日には、コースを自由に (無料で) 使用することができる。
- 20.4 コースは最少 18、最多 25 のゲートで構成され、そのうち 6 ないし 7 ゲートはアップストリーム・ゲートでなければならない。
- 20.4.1 公式トレーニングに先立ち、スタートとフィニッシュの位置およびその構成 * は審判長によって承認されなければならない。
* 「その構成」と訳した部分の原文は "organization"。スターター、決勝審判、計時員などの組織を意味しているのか、現時点では不明。
- 20.4.2 最後のゲートとフィニッシュラインの間の距離は、15m 以上 25m 以下でなければならない。
- 20.4.3 主催者は、選手が困難や不便さに悩むことなくレースができるコースを選ばなければならない。
ゲートは (ポールの色とナンバーパネルによって) はっきりとした正しい表示がされ、また、適正にゲート通過ができかつ確実にペナルティの判定がおこなえるよう、十分な余裕をもって設置されなければならない。
- 20.5 競技の進行中に著しく水位が変化した場合に、事態が改善する可能性があるとは判断できる場合には、審判長は水位がもとの状態に戻るまで競技を中断することができる。
- 20.6 競技中の異常な環境の変化によってコースの性質やデザインが変わってしまう場合には、審判長のみがコースの改変ならびにゲートの位置の変更に許可を与える権限をもつものとする。
- 21 コース承認 (細則)
- 21.1 デモンストレーションをおこなうポートには、理想として、右漕ぎの C1 が 1 艇、左漕ぎの C1 が 1 艇、K1 男子 2 艇、K1 女子 2 艇と 2 艇の C2 (フロントの選手が右漕ぎと左漕ぎの各 1 艇) が含まれていることが望ましい。いずれの場合も、参加するポートは各種目とも 2 艇以下でなければならない。
* 2007 年版でも指摘したが、女子の C1、C2 が新たに追加された前回の改訂を反映していないのではないかという疑念が残る。ただし、たとえば、右漕ぎの男子 C1 が 1 艇、左漕ぎの女子 C1 が 1 艇、K1 男子 2 艇、K1 女子 2 艇と 2 艇の C2 (フロントの選手が右漕ぎの男子 C2 とフロントの選手が左漕ぎの女子 C2 各 1 艇) という方法が考慮されているとすれば、この文章でも矛盾は生じない。
- 21.2 コースの漕行が可能かどうかについては、チーフオフィシャル、テクニカルオーガナイザー、審判長およびコースデザイナーがその可否を決定する。
- 21.2.1 コースがなんらかの (すなわち、コースの全体やその一部が公正さを欠く、危険である、あるいは漕行不可能、といった) 理由で承認できないと判断された場合、上記ルール 21.2 項に挙げられた役員に決定権が与えられる。これらの役員のうち過半数が修正を求めた場合、コースは修正されなければならない。こうしたケースではコースデザイン委員会 * が新たにコースの変更プランを作成する。
コースが承認されたのちには、それ以上の修正はおこなわれない。

公式トレーニング (が実施される場合) の最初のスタートは、最終的にコースの承認が発表されてから 20 分以上が経過したのちに開始されるものとする。

*原文は "Course Committee"。直訳は「コース委員会」だが、ルール 44.4 項に "Course Design Committee"、41.10.2 項、41.11.6 項に "course Sub Committee" という表記があるので、すべて「コースデザイン委員会」とする。

- 22 トレーニング (細則)
- 22.1 国際競技大会においては、主催者の裁量によって、完成したコースを使用する公式トレーニングが許可される。しかし、公式トレーニングはかならずしも実施する必要はないものとする。
- 23 スタート (細則)
- 23.1 スタートは、上流または下流に向けてまっすぐにおこなわれなければならない。
- 23.2 スターターの補助員は、スタートの瞬間までボートを保持することを許される。
- 23.3 静止状態からのスタート以外は認められない。
- 23.4 チームレースでは、第 2、第 3 のボートは第 1 のボートによる計時が始まる瞬間まで静止していなければならない (保持されていることが望ましい)。
- 23.5 いかなる場合でも、選手はスターターによる場所の指示あるいはスターターの権限による指示をすべて守らなければならない。
- 24 スタート間隔 (細則)
- 24.1 個人種目のスタートは、もっとも短い場合でも 45 秒間隔とする。
- 24.2 チーム種目のスタートは、もっとも短い場合でも 90 秒間隔とする。
- 25 不適切なスタート (細則)
- 25.1 唯一スターターだけが、不適切なスタートがおこなわれたと判断することができ、また、決められた合図を用いて選手を呼びもどす権限を有する。
- 25.2 スターターはスタートのやり直しを許すかどうかを決定し、その決定を審判長に通告する。
- 26 フィニッシュ (細則)
- 26.1 フィニッシュラインは両サイドがはっきり見えるよう表示されなければならない。
- 26.2 選手の漕行は選手がフィニッシュラインを通過した瞬間に完了する。2 度以上フィニッシュラインを通過した場合、その選手は失格となる。
- 26.3 チーム競技の場合は、3 艇すべてが 15 秒以内にフィニッシュラインを通過しなければならない (ルール 29.4.6 項参照)。
- 27 ゲートの設置 (細則)
- 27.1 ゲートは吊り上げられた 1 ないし 2 本のポールで構成される。ダウンストリーム・ゲートのポールは緑と白、アップストリーム・ゲートのポールは赤と白に塗り分けられる。それぞれの色の幅は 20cm とし、下端はかならず白色でなければならない。シングルポール・ゲートではゲートラインを確定するためのサブのポールが川岸側に設置される。
- 27.2 ダブルポール・ゲートの幅は 2 本のポール間の距離を計測したもので、最小 1.2m、最大 4.0 m とする。ポールは円く、長さは 1.6~2.0m、直径 3.5~5.0cm で、風の影響で動くことがないように十分な重さをもっていなければならない。
- 27.3 ポールは水によって動かされることがあってはならず、その下端は水面からおおよそ 20cm 上になければならない。ポールの調節システムは各ゲート各ポールの調節が容易にできるものでなければならない。
- 27.4 ゲートには通過すべき順番にしたがったナンバーがつけられなければならない。
- 27.5 ゲートのナンバーパネルは 30cm×30cm の大きさでなければならない。ゲートナンバーは黄色地または白地に黒で、パネルの両面に書かれていなければならない。数字はそれぞれ高さ 20cm、太さ 2cm とする。ゲートを通過すべき方向の反対側のパネルには、左下から右上に赤い斜線が描かれる。
- 27.6 各中継 [を担当する審判の] 地点では、判定の対象となるゲートのナンバーがはっきりと見

- えなければならない。
- 28 ゲートの通過（細則）
- 28.1 すべてのゲートは、番号順に通過しなければならない。
- 28.2 すべてのゲートは、ナンバーパネルの指示にしたがって正しい方向から通過しなければならない。
- 28.3 正しい方向からであれば、どのようなやり方であってもゲートの通過は許される。
- 28.4 ゲートの通過は下記の瞬間に開始されたものとする：
ボート、選手の身体あるいはパドルがポールに接触するか、選手（C2 においてはクルーのひとり）の頭の一部がゲートラインを通過した時。
- 28.5 ゲート通過の終了は、次のゲート通過が始まった瞬間あるいはフィニッシュラインを通過した瞬間とする。
- 28.6 正しいゲート通過と判定されるためには、下記の条件を満たしていなければならない。
- 28.6.1 選手 [C2 では 2 選手] の頭部全体が、コースプランにしたがって正しい方向からゲートラインを通過すること。
- 28.6.2 選手の頭部全体がゲートラインを通過すると同時に、ボートの一部がゲートラインを通過すること。
- 28.7 過失のないゲート通過とは、選手の身体、パドルあるいはボートがポールに接触することなく正しくおこなわれたものをいう。
- 29 ペナルティ（細則）
- 29.1 ペナルティ / 秒 = ゼロ
過失なく正しくゲートを通過した場合。
- 29.2 ペナルティ / 秒 = 2
片方のポールまたは両方に接触したが、正しくゲートを通過した場合。
- 29.3 片方のポールまたは両方に繰り返し接触があった場合、ペナルティはその 1 度だけに科せられる。
- 29.4 ペナルティ / 秒 = 50
- 29.4.1 正しいゲート通過ができぬまま（片方あるいは両方の）ポールに対して接触があった場合。
- 29.4.2 ゲートを通過しようとして意図的にゲートを押しつけた場合（ただし、すでに選手の身体とボートが正しいゲート通過を完了していると思われる地点にある場合には、こうした行為を意図的なものとはみなさない）。
- 29.4.3 ボートが転覆した状態で、選手（C2 においてはクルーのうちひとり）の頭部がゲートラインを通過した場合（転覆の規定についてはルール 32.1 項参照）。
- 29.4.4 すべてのゲートにおいて、頭の一部が誤った方向からゲートラインを通過することは許されない。
- 29.4.5 ゲート不通過。
次のゲート通過が始まった瞬間またはフィニッシュラインを通過した瞬間に、前の [ひとつあるいは複数の] 放棄されたゲートは不通過とみなされる。
- 29.4.6 チーム [の 3 艇] が 15 秒以内にゴールラインを通過できなかった場合。
- 29.4.7 ボートの一部がゲートラインを通過することなく、頭の一部がゲートラインを通過した場合。
- 29.5 ポールに接触することなくおこなわれたアンダーカットにはペナルティが科せられない。
- 29.6 ポールに接触することなく、かつ頭の一部がゲートラインを通過しなかった場合、その後繰り返されるゲート通過の試みに対してペナルティが科せられることはない。
- 29.7 選手に科せられるペナルティ / 秒は、1 ゲートにつき最大 50 とする。
- 29.8 [判定に関し] 疑問の余地がある場合には、つねに選手に有利な解釈がなされるものとする。
- 30 審判の合図（細則）
- 30.1 ペナルティを中継担当審判に伝達する合図には、通常、円形または角形の視認可能な表示

- プレートが使用される。
- 30.1.1 数字の "2" が記された黄色の円形または角形のプレートと、数字の "50" が記された赤色の円形または角形のプレートが使用される。数字は黒でプレートの両面に記されていなければならない。
- 30.2 合図は下記のルールにしたがっておこなわれる：
- 30.2.1 過失のないゲート通過に対しては、合図をしない。
- 30.2.2 ペナルティを伴うゲート通過の場合には (数字の "2" あるいは "50" が記された) 黄色 * の円形または角形のプレートをしっかりと掲げるか、発生したペナルティの秒数をその区間にあるスコアボードに表示する。
- *この項は原文のまま訳したが、30.1.1 項で今回赤色に変更された "50" のプレートの規定が反映されていない。したがって、「ボールに接触した際は数字の "2" が記された黄色の、ゲート不通過の場合は数字の "50" が記された赤色の、それぞれ円形または角形のプレートをしっかりと掲げるか、発生したペナルティの秒数をその区間にあるスコアボードに表示する」という訳を補足する。
- 31 コースの明け渡し (細則)
- 31.1 他の選手に追いつかれた選手は、審判が繰り返すホイッスルの合図にしたがってコースを譲らなければならない。
- 31.2 追い抜こうとする選手は、コースを正しく漕行しようと努めていなければならない。ゲート不通過の結果追いついてしまった選手には、追いつかれた選手を妨害することは許されない。
- 31.3 他の選手によって妨害された選手は、審判長が許可した場合には再レースが認められる。
- 32 転覆と脱艇 (細則)
- 32.1 選手の頭部が完全に水面下にある場合には、ボートは転覆 [Upside Down] しているものとみなされる。
- 32.2 ボートが転覆し、選手 (C2 ではそのうちのひとり) が完全にボートから離脱した場合、そのボートは脱艇 [Capsize] とみなされる。
- 32.2.1 エスキモーロールは転覆とはみなさない。チームレースにおいては、チームのメンバーは互いにエスキモーロールを助けあうことが許される。
- 33 計時 (細則)
- 33.1 タイムは以下のように計測される：
- 選手 (C2 の場合は最初に通過する選手) の身体、または (選手の身体あるいはボートに取りつけられた) 電子機器がスタートラインを通過した瞬間から、選手の身体または電子機器がフィニッシュラインを通過する瞬間まで。
- チームレースの場合、タイムは最初のボートのスタートから最後のボートがフィニッシュするまでを計測する。
- フィニッシュラインを通過する際には、選手はパドルを両手で持っていなければならない、身体がラインを通過する前にパドルで電磁ビームを切ろうと試みてはならない (この違反行為に関する判定は決勝審判の管轄とする)。
- 33.2 タイムは少なくとも 100 分の 1 秒まで計測されなければならない。また、記録は 100 分の 1 秒単位まで報告されなければならない (たとえば、1 分 30 と 100 分の 5 秒は 90.05 秒と報告される)。
- 34 記録の集計と成績発表 (細則)
- 34.1 記録の計算には下記の算式が用いられる。
- 2 回のランのよいほうの漕破タイム / 秒 + ペナルティ / 秒 = 記録
- 34.1.1 個人種目各ランの計算例。
- 漕破タイム： 2'20".82=60+60+20.82=140.82 秒
- ペナルティ / 秒： 2+2+50=54.00 秒
- 合計： 194.82 秒

- 34.1.2 チーム種目各ランの計算例。
 漕破タイムは第 1 漕者のボートのスタートから最後のボートがフィニッシュするまでの時間である：
 漕破タイム：2'20".82=60+60+20.82=140.82 秒
 第 1 漕者のペナルティ / 秒：104.00 秒
 第 2 漕者のペナルティ / 秒：154.00 秒
 第 3 漕者のペナルティ / 秒：56.00 秒
 合計：454.82 秒
- 34.2 選手あるいはチームの成績が判明次第、スタートナンバー、ペナルティ / 秒および漕破タイムをただちに発表し、抗議の提出期限が経過するまで、指定の場所に掲示しておかなければならない。
- 34.3 成績表には下記の表記が使用される。
 DNF フィニッシュしなかった場合。
 DNS スタートしなかった場合。
 DSQ-R 個々のラン失格
 DSQ-C 大会失格
 DNF、DNS、DSQ-R の場合には、計算のために 999 [ペナルティ / 秒] と順位が与えられる。
 DSQ-C には順位が与えられない。
- 34.4 一少なくとも 1 回のランで正常にポイントをえた選手は、正規に分類 {成績表に表示} される。
 —999 ペナルティ / 秒の成績 (DNF か DSQ-R、あるいは 2 回のランが DNS と DNF、または DNS と DSQ-R) しか記録できなかった選手またはチームは NOC の符号で分類される。
 —2 回のランとも DNS、あるいはラン 1 回だけのラウンドでスタートしなかった (DNS の) 選手にはランクが与えられない。
 —2 回のランを併せて発表する場合には、完漕したランの成績のみを表示する。
 —DSQ-C の場合、その [それらの] ボートは競技から除外され、ランクは与えられない。
 [予選、準決勝、決勝それぞれの] ラウンド終了後に DSQ-C が宣告された場合には、そのボートが [DSQ-C の対象となった] ラウンドで記録した成績は、成績表にもまたそのラウンドだけのレース結果にも表示されない。
 [準決勝あるいは決勝] ラウンドが終了した後に DSQ-C が宣告された場合には、そのラウンド以前に記録された成績は残される。
 —選手が完全にボートから離脱した場合、あるいは転覆した状態でフィニッシュラインを通過した場合、その選手およびチームは DNF として扱われる。
- 35 同着 / 同スコア (細則)
- 35.1 [予選ラウンド] 2 回のランのベストスコアが同じ選手が複数いた場合には、もう一方のランの成績で優劣を決定する。それでもなお差がつかない場合には、それぞれの選手に同じ順位が与えられる。
- 35.1.1 次の (準決勝または決勝) ラウンド進出を決定する位置において同スコアが発生した場合には、前項で説明した基準を適用せず*、同スコアの選手すべてにその資格を与えることとする。
- 35.2 同着のボートに授与するメダル：
 —2 艇のボートが金メダルを分けあう場合、銀メダルは授与されない。
 —3 艇以上のボートが金メダルを分けあう場合、銀および銅メダルは授与されない。
 —2 艇以上のボートが銀メダルを分けあう場合、銅メダルは授与されない。
 —2 艇以上のボートが銅メダルを分けあう場合、すべてのボートに銅メダルが授与される。
- 36 抗議 (本則)

- 36.1 出場選手の資格に対する疑義の訴えは、そのレースが始まる 1 時間前までに競技委員会の委員に通告されなければならない。この時間以後に提出される訴えは、提訴する団体の役員が、そのレースの開始 1 時間前には抗議の根拠となる事実を知ることができなかったことを証明でき、かつ問題のレースがおこなわれた日から 30 日以内である場合にかぎり許される。
- 36.2 異議の申し立ては以下の条件が満たされている場合にかぎり受理される：(本則)
チーム監督は、最終漕者の成績が審判長の承認を受けて公式に発表されてから 5 分以内に、提訴する意志を表明しなければならない。この意思表示は、審判長あるいは抗議受けつけデスクのスコア集計センターに対しておこなわれなければならない。
- 36.2.1 その後、チーム監督は抗議を書面で提出しなければならない。また、[書面による] 抗議は最終漕者の成績が公式に発表されてから 20 分以内に提出されなければならない。チーム監督が 75 ユーロあるいはその額に相当する競技開催国の通貨による供託金を添えて提出する異議申し立ては、審判長によって受理される。
供託金は抗議が認められた場合には返却される。訴えが却下されるかチーム監督が訴えを取り下げた場合には、供託金は大会運営委員会に没収される。
- 36.3 以下のケースでは、審判の判定に対しても異議を申し立てることができる：
—ゲート通過をまったく見ていなかったか、観察が不十分であった場合。
—判定が明らかに誤りである場合、またはその可能性がきわめて高いと考えられる場合。
—競技の運営にかかわる明らかな不正行為があった場合。
- 36.4 審判長は抗議が妥当であるかどうかを判断するが、[その際に] すべての審判から意見を聴取することがある。審判長は抗議に直接かかわりのあるすべてのチームに対し、その決定を文書をもって通達する。
- 36.5 事実の認定や判定の誤りに関する調査を要求する行為は、審判長の裁量によって単なる質問とみなされることがある(この場合、供託金は不要となる)。
- 37 競技委員会または審議委員会への提訴(本則)
- 37.1 チーム監督による競技委員会(世界選手権大会およびオリンピック大会においては審議委員会)への提訴は、文書をもっておこなわれなければならない。この文書は質問・抗議・提訴の受けつけデスクまで届けられなければならない。
- 37.1.1 この提訴には、75 ユーロあるいはそれと同額の競技開催国の通貨による供託金が必要とされる。競技委員会がその訴えを全面的に支持した場合はもとより、部分的に認めた場合でもこの供託金は返却される。競技委員会によって訴えが却下された場合には、供託金は大会運営委員会に没収される。
- 37.2 競技ルールとの矛盾が存在すると思われる場合には、競技委員会に提訴することができる。
- 37.2.1 競技委員会に対して、[審判長がくだしたペナルティに関する] 決定事項を争点とした提訴はおこなうことができない(ルール 9.3 項参照)。
- 37.2.2 競技の進行中に競技委員会に提起する訴えは、抗議に対する結論が表明されたのち遅くとも 20 分以内に、スコア集計センター内の競技委員会委員長に提出されなければならない。
- 37.3 競技開始の遅くとも 1 時間前までに、大会運営委員会*に対して競技に出場する選手の資格に関する異議を提出したにもかかわらず、この件に関する決定がえられない場合には競技委員会に提訴することができる。
*原文は "Competition Organizer"。ルール 36.2.1 項、37.1.1 項にある「大会運営委員会」(原文は "the Organizing Committee of the Competition")と同じものと現時点では解釈する。
ただし、抗議の提出先としての「大会運営委員会」に関する規定は、本条項以外には存在しない。あるいは、36.1 項の補足として、競技委員会が機能する以前の提訴というような特別な状況を想定したものであるのかもしれない。現時点では不明。
- 37.4 競技に出場する選手の資格に関してくだされた決定*に対する抗議は、その競技の開始前であれば競技委員会に提出することができる。

- *前項との関連から、この決定は大会運営委員会がくださった決定と解釈するのが合理的であろう。
- 37.5 競技委員会委員長は、処理する必要のある正当な訴えが出された場合には、ただちに委員会を招集しなければならない。
- 37.5.1 競技委員会は、会議開始後 60 分以内にその決定を明らかにしなければならない。
- 37.5.2 競技委員会は決断をくだす際に必要な情報をえるため、審判長、審判、その他の役員の意見を聴取しなければならない。
- 37.5.3 競技委員会の結論は、その正当性を証明する根拠とともに、訴えを寄せた当事者に対し書面をもって告知される。
- 38 ICF 理事会への提訴（本則）
- 38.1 大会終了後に新たな事実が明らかになり、出場停止処分にすべきであった選手が判明した場合には、大会に参加していた連盟はそのむね ICF 理事会に提訴することができる。
- 38.2 選手は所属する ICF 加盟の連盟を通して、大会における競技委員会の決定に対する異議を申し立て、ICF 理事会に提訴することができる。
- 38.2.1 ICF 理事会はこうした [選手からの] 訴えを優先させることとする。
- 38.3 ICF 理事会への提訴は、論議の対象である大会の終了後 30 日以内に、供託金 75 ユーロを添えて提出されなければならない。
- 38.4 ICF 理事会は [提訴のあった案件に] 判断をくだし、訴えを寄せた当事者に対し書面をもってその結論を通知する。
- 39 ラン失格（本則）
- 39.1 審判長は、ルール違反のボートで、あるいはルールに反した用具を用いてスタートした選手をラン失格にすることができる (DSQ-R)。
- 39.2 選手が次の条項に規定される「外部の援助」を受けたと公式の判定が報告された場合には、審判長はその選手に失格処分をくだすことができる (DSQ-R)。
- 39.2.1 この条項の趣旨により、下記の事例が「外部の援助」と認定される：
—選手およびボートに与えられたすべての援助。
—予備のパドルあるいは流失した選手自身のパドルが、選手に手渡されたり投げ渡された場合。
—選手以外の者がボートの方向を変えたり、押ししたり、ボートを動かしたりした場合。
—選手に対して、電氣的な音響装置や無線電話（たとえば選手と他の者との間で使用される無線電話）を使って指示が与えられた場合。
- 39.3 チームレースにおいて脱艇（ルール 32 条参照）が発生した際に、残りの選手がそれ以後のゲートを意図的に通過することは禁止される。[違反した場合は] (DSQ-R)。
- 39.4 指定された時間にスタートの準備ができていない選手は、その理由が選手自身の怠慢にある場合には失格とされることがある。この決定は審判長によってくだされる (DSQ-R)。
- 40 競技大会失格（本則）
- 40.1 不正な手段によって競技に勝とうとした選手、ルール違反を犯した選手、あるいはルールの正当性に異議をとなえる選手は大会の出場資格を剥奪される (DSQ-C)。
- 40.1.1 他の者の行動によってルール違反を余儀なくされた選手がいた場合には、競技委員会 (世界選手権大会 [およびオリンピック大会*] では審議委員会) がその選手を大会失格 (DSQ-C) にするか否かを決定する。
*ルール 37.1 項参照。審議委員会が設置されるのは、世界選手権大会とオリンピック大会。原文からオリンピック大会が脱落したものと判断し、補足する。
- 40.2 審判長は、大会の秩序や運営を乱す行為のあった選手あるいは役員を懲戒処分にすることができる。この処分は競技委員会または審議委員会に通告されなければならない。ふたたび同じ行為が繰り返された場合、競技委員会または審議委員会はその選手あるいは役員を大会失格処分とする (DSQ-C)。
- 40.3 ドーピングや不適格な事例によって大会終了後に失格が生じた場合には

- DSQ-C の処分を受けたボートの成績およびランキングはすべて取り消され、
- これに応じて、大会記録は修正され、また、
- 影響を受ける文書（成績表、概要およびメダル [受賞者リスト]）にはすべて改訂版が作成される。

第4章 世界シニア選手権大会特別ルール

- 41 大会運営（本則）
- 41.1.1 世界シニア選手権大会は、ICF 理事会の権限にのみしたがって開催される競技大会であり、この特別ルールに規定される競技種目のみが実施される。ICF に加盟する連盟はすべてこの大会に参加することができる。
- 41.1.2 世界シニア選手権大会は、オリンピック大会が開催される年をのぞき、毎年開催される。開催地および開催日は ICF 理事会が決定する。
- 41.1.3 カヌースラローム委員会は、大会期間中必要とされるチーフオフィシャル、審判長および他の役員を指名し、ICF 理事会がこれを任命する。
- 41.1.4.1 オリンピック大会における競技種目は、少なくとも 3 大陸から 6 ヶ国の連盟が参加しない場合には、世界選手権競技としての資格は与えられない。ただし、レース途中で脱落したりレースを終了しない連盟があっても、世界選手権競技としての正当性が失われることはない。
- 41.1.4.2 オリンピック以外の大会では、すべての種目に少なくとも 6 ヶ国が参加し、大会全体では少なくとも 3 大陸から出場がないかぎり、世界選手権大会としての資格を失うものとする。ただし、レース途中で脱落したりレースを終了しない連盟があっても、世界選手権大会としての正当性が失われることはない。
- 41.1.5 経費は ICF と大会運営にあたる連盟との契約にもとづいてのみ支払われる。
- 41.2 参加ボート数（細則）
 - 世界選手権大会の競技種目は以下のとおりである。
 - 個人種目：女子 K1、男子 K1、男子 C1、男子 C2。
 - チーム種目：女子 K1×3 艇、男子 K1×3 艇、男子 C1×3 艇、男子 C2×3 艇。
- 41.2.1 世界選手権大会では、ICF に加盟する連盟はすべての個人種目の予選に 3 艇、チーム種目に 1 チームを参加させる権利が与えられる。
- 41.3 ラン：予選、準決勝、決勝（細則）
- 41.3.1 世界選手権大会における競技は、予選 2 回のランと準決勝、決勝各 1 回のランで構成される。
- 41.3.2 予選レースにおける選手の成績は、2 回のランのよいほうのスコアを採用し、決定する。準決勝への進出は以下のように決められる。
 - 予選の成績が上位 20 位までのボートが準決勝に進出する。
- 41.3.3 準決勝レースのスコアは、1 回のランの成績によって決定される。このレースにおける成績上位の 10 艇が決勝に進出する（同スコアの場合はルール 35 条を参照）。
- 41.3.4 決勝のスコアは、決勝ラン 1 回のトータル秒数で決定する。
- 41.3.5 審判長が決定する特別な状況をのぞいては、チーム競技は 2 回のランを実施しなければならない。
- 41.3.6 世界選手権大会におけるチーム競技は、予選と、資格をえたチームによる決勝それぞれ 1 回のランによって構成され、[予選ラウンド] 上位半数のチームに決勝進出の資格が与えられる（ただし、決勝に進むチームは最低 5 チームなければならない）。
- 41.3.7 チーム競技の成績に関しては、はじめに決勝進出チームにランクが与えられ、そののち、予選ラウンドの成績に準じて [決勝進出を逃した] 残りのチームがランクされる。

- 41.3.8 同スコアが発生した場合には、ルール 35.1 項および 35.1.1 項を参照する。
- 41.4 競技日程（細則）
- 41.4.1 カヌースラローム競技は次のように実施される：
通常、競技は連続した 4 日ないし 5 日間でおこなわれる。
競技日程におけるそれぞれのカテゴリーの順番は ICF の決定事項とする。
チーム競技は個人競技の予選レースがすべて終了したのちに実施される。
たとえば、
- 1 日目 個人競技 2 つの種目 * の予選レース。
 - 2 日目 個人競技 2 つの種目 * の予選レース。
 - 3 日目 チーム競技全種目 * のレース。
 - 4 日目 個人競技 2 つ(あるいは 4 つ)の種目 * の準決勝および決勝レース。
 - 5 日目 個人競技 2 つの種目 * の準決勝および決勝レース。
- 世界選手権大会では公式トレーニングランは実施されない。
チーム競技は個人競技の予選につづき、同じコースでおこなわれる。
*原文はすべて "category"。しかし、カテゴリー (KW、KM、CM) では文意が通らなくなる。したがって、ここでは仮に種目 (女子 K1、男子 K1、男子 C1、男子 C2) と訳しておく。
- 41.4.2 世界選手権大会開催日の 1 年前までに、暫定のプログラムがカヌースラローム委員会に送付されなければならない。ICF の承認がえられれば、日程を変更しあるいは延期することができるものとする。
- 41.5 案内状（本則）
- 41.5.1 遅くとも大会初日の 3 ヶ月前までに、運営にあたる連盟は ICF に加盟するすべての連盟に案内状を送付しなければならない。
- 41.6 参加申し込み（本則）
- 41.6.1 世界選手権大会への参加申し込みは、案内状の規定にしたがい、かつ国を代表する連盟を通じてのみ可能となる。参加ボート数の申し込みは遅くとも大会初日の 45 日前までに、参加選手名記入の申し込みは大会初日の遅くとも 14 日前までにされなければならない。
- 41.6.1.1 参加申し込みは、ICF 会員連盟によるもののみ受理される。
- 41.6.1.2 すべての世界選手権大会に対する参加申し込みは、ICF が作成、提供し、オンラインで利用できるカヌースラローム用の書式を使用しておこなわれるものとする。この書式はカヌースラローム委員会の承認をえて作成される。
- 41.6.2 参加申し込み書には、下記の方式にしたがった選手識別用の特別な数字 [および記号] が含まれる。
[選手識別用の数字および記号] = DIC NOC G ddmmyy 01
DIC = 競技分野別略号 (CSL = カヌースラローム、WWC、CSP、CMA、DBR、CFR、CAP、CSA)。
NOC = オリンピック国別コード。
G = 性別。男性 = "1", 女性 = "2"。
ddmmyy = 生年月日 (日・月・年)
01 = 同じ国に同じ生年月日の選手がいた場合の選手数
- 41.6.2.1 漕者が複数のボート [C2] では、選手名はボート内の順序にしたがって記入されなければならない。リストのトップに名前を記入される選手はボートのフロント漕者である。
- 41.6.3 すべての参加申し込みは、カヌースラローム委員会が承認し、大会運営にあたる連盟が提供するオンライン・システムを利用してなされるものとする。いかなるケースでも、提供された書式を完全に作成し、eメールまたはタイプしたファックスをオンライン・システムを通じて送付しなければならない (手書きのものは受理されない)。
- 41.6.4 締め切りに遅れた申し込みや公式の書式でないものは受理されない。
- 41.6.5 提出するリストには、代表チームの団長、監督ならびに役員の名前の記入がなければなら

- ない。大会に参加する連盟が提供できるゲート審判は、中継担当の審判を含めて 1 区間に
つき 1 名にかぎられる。また、ひとつの区間に配置されるゲート審判はすべて異なる国の
審判でなければならない。
- 41.6.6 参加する各連盟は、その時点で有効な資格カードをもつ ICF カヌースラローム審判のリス
トを提出しなければならない。リストに登録する審判は最多で 3 名とする。これら ICF カ
ヌースラローム審判の姓名は、ICF 本部が公表した締め切り日までに、ICF カヌースラローム
委員会委員長に送付されなければならない。カヌースラローム委員会委員長は理事会の
承認をえるため、選出した役員のリストを理事会に提出する。
- 41.7 参加申し込みの受理（細則）
- 41.7.1 運営にあたる連盟は申し込みを受理したむね、かならず連絡しなければならない。
- 41.8 スタート順位とビブナンバー（細則）
- 41.8.1 予選レース 2 回のランのスタートは、最新の ICF ワールドランキングの順位を逆にして下位
のボートからおこなわれる。その時点でランキング入りしていない選手にはいちばん早い
スタート順位が与えられ、[複数の場合は] 主催者の抽選で順位が決められる。個人種目準
決勝のスタートは、予選の成績順位を逆にしておこなわれる。個人種目決勝のスタートは、
準決勝の成績順位を逆にしておこなわれる。
- 41.8.1.1 選手のビブナンバーは、最新の ICF ワールドランキングにもとづいて決められる。ランキ
ング 1 位の選手にはナンバー "1" が、2 位の選手にはナンバー "2" が与えられる……（以下
同じ）。ICF ワールドランキングをもたない選手のナンバーはすべて抽選で決定される。大
会期間中、カテゴリー * ごとに 4 組の "1" から始まるビブナンバーのセットが必要とされる。
* 原文は "category" だが、男子 C1 と 男子 C2 を含む "CM" カテゴリーに関しては不合理が生ずる。そ
こで、「カテゴリーごとに 4 組の」を「女子 K1、男子 K1、男子 C1、男子 C2 のそれぞれに 4 組の」
と読みかえることとする。
- 41.8.2 チーム競技予選のスタート順位は、その国の個人種目に出場するトップスリーの選手がも
つ ICF ワールドランキングの平均によって決められる。決勝のスタート順位は予選の成績
を逆にしておこなわれる。
- 41.9 プログラム（細則）
- 41.9.1 世界選手権大会開催初日の遅くとも 1 ヶ月前には、参加各連盟に対して、おおよそのタイム
テーブルと各連盟が登録した種目ごとの参加ボート数が含まれる暫定プログラムが配布さ
れなければならない。
- 41.9.2 遅くとも大会開催の前日までに、参加する連盟には最終のプログラムが配布されなければ
ならない。
- 41.9.2.1 プログラムには下記の内容が含まれていなければならない：
競技種目の完全な予定表および時間割。
参加各選手の姓名と所属団体名およびスタートナンバー。
- 41.10 ICF 役員（本則 / 細則）
- 41.10.1 審議委員会（本則）
世界選手権大会開催中は、審議委員会が最高の権限を有する。審議委員会は最多 5 人の役
員で構成され、これらの委員は ICF 理事会によって指名される。審議委員会メンバーのう
ち 1 名が指名され、委員長に就任する。
チーフオフィシャルならびに他の部門の役員は、ルール 9 条の規定により審議委員会に従
属するものとする。
抗議に関して公表された結論に対する異議申し立ては、その決定が発表されてから 20 分以
内に、75 ユーロ（あるいは大会開催国の通貨による相当額）の供託金を添え、スコア集計セ
ンター内の審議委員会委員長に書面をもっておこなわれなければならない。審議委員会の
決定は最終的なものである。訴えが正当と認められた場合、供託金は返還される。
- 41.10.2 競技役員（本則 / 細則）

世界選手権大会は、チーフオフィシャルの監督のもと、ルール 9 条に挙げられた役員によって運営されなければならない。

役員は複数の職務を兼任することができるが、チーム監督、コーチ、トレーナーなど代表チームのための職務にはいっさい就くことができない。ただし、コースデザイン委員会委員はこの規定から除外する。

これら役員の名前は、ICF 本部が公表する日時までにカヌースラローム委員会委員長に提出されなければならない。カヌースラローム委員会委員長はこのリストを ICF 理事会に送り、その承認をえる。

審議委員会委員、チーフオフィシャル、テクニカルオーガナイザー、審判長、コースデザイン委員会委員の大会期間中における宿泊費および食費は、大会運営にあたる連盟の負担とする。

41.11 コース（細則）

41.11.1 コースは全行程を通じて漕行可能でなければならない。

41.11.2 コースは最少 18、最多 25 のゲートで構成され、そのうち 6 ないし 7 ゲートはアップストリーム・ゲートでなければならない。

41.11.3 コースの長さは（コースのセンターラインを計測して）、スタートラインからフィニッシュラインまでもっとも短くても 250m とし、もっとも長い場合でも 400m を越えないものとする。

41.11.4 世界選手権大会の 2 年前までには、提案された候補地から開催コースが決定される。提案されるコースは、開催国の環境および生態に関する規準に抵触するものであってはならない。

41.11.5 コースの長さはコースのセンターラインを計測し、メーター表示で公表されなければならない。

41.11.6 カヌースラローム委員会は、所属連盟を異にする 2 名ないし 3 名の ICF カヌースラローム審判から成るコースデザイン委員会を指名し、理事会の承認をえる。

通常は大会初日の 4 日前に、コースデザイン委員会がコースをデザインし、ゲートの設置を監督する。コースデザイン委員会はまた個人種目の準決勝、決勝のためのコースをデザインし、公表する。その際には、予選レースで審判が配置されていた場所が考慮されなければならない。準決勝、決勝レースでは、コースのバランス（ルール 20.1 項参照）が維持されているかぎりもとのコースを変更することができる。

テクニカルオーガナイザーおよび審判長は、コースデザインとゲートの設置に関しコースデザイン委員会に助言を与えることができる。

コースのレイアウト図は、コースがデザインされたのちただちに、すべての参加者が見ることが可能な方法で発表されなければならない。

大会運営にあたる連盟は、コースデザイン委員会ができうるかぎり効率よく遅滞なく作業を遂行できるよう援助し、そののちに正確に 1000 分の 1 スケールのコースマップを用意する。また、コースデザイン委員会に対し、水量コントロールの可能性および必要性に関する情報を提供する。コースデザイン委員会委員の宿泊費および食費は、運営にあたる連盟の負担とする*。

*この規定（センテンス）は 41.10.2 項のものと重複している。

41.12 計時（細則）

41.12.1 世界選手権大会における計時は、光電子写真システムとストップウォッチを併用しておこなわれなければならない。どちらの場合も、計時の開始と終了はともに選手の身体を規準とする（ルール 33.1 項参照）。

*ルール 33.1 項にある「選手の身体あるいはボートに取りつけられた電子機器による計測」の部分が抜け落ちている。世界選手権大会では電子機器を計測に使用しないと解釈すべきか？

41.12.2 記録の集計にあたっては光電子写真システムを優先させる。光電子写真システムによる計

- 時に失敗した場合には、バックアップ用に計測したタイムが使用される。
- 41.13 ドーピングの禁止（本則）
- 41.13.1 国際オリンピック委員会の反ドーピング運動規程に定義されるドーピング行為は、厳しく禁止される。ドーピング検査は、ICF 医事・反ドーピング委員会の監督のもと、ICF の反ドーピング検査基準にしたがっておこなわれる。
- 41.14 表彰（本則）
- 41.14.1 世界選手権大会の表彰では、オリンピック憲章にしたがったメダルが授与される。授与されるメダルは、金、銀、銅を象徴するものである。大会の運営にあたる連盟は ICF の要請にもとづいてこれらのメダルを用意し、その費用を負担する。メダルは選手権競技の勝者本人以外の者には決して授与してはならない。公式の表彰式ではメダルのみが授与され、他の賞品を贈ることがあってはならない。他の賞品については、表彰式以外の機会をとらえて贈ることができる。
- 41.14.2 授与されるメダルは次の通り：
- 41.14.2.1 個人選手権：
- 1 位＝金メダル。
2 位＝銀メダル。
3 位＝銅メダル。
- 41.14.2.2 チーム選手権：
- 1 位＝チームの全員に金メダル。
2 位＝チームの全員に銀メダル。
3 位＝チームの全員に銅メダル。
- 41.14.3 C2 種目では、クルーの両選手がともに順位に相当するメダルを受賞する。表彰式では、メダルのみが授与され、他の賞品を授与することができない。運営にあたる連盟は他の機会に他の賞あるいは賞品を贈ることができるが、受賞者本人か正式な代理人以外の者に授与することがあってはならない。
- 41.14.4 表彰式の権威と品位を守るため、受賞する選手はその場にふさわしい服装（トレーニングスーツあるいはナショナルチームのユニフォーム）を着用しなければならない。
- 41.14.5 ICF ネイションズ・カップ
- 41.14.5.1 以下のカヌースラローム競技に対し、4 つカップが授与される。
- 男子 K1 = 1
女子 K1 = 1
男子 C1・C2 複合 = 1
団体総合優勝 = 1
- 団体総合優勝のカップは最高ポイントを獲得した連盟に贈られる。
各種目の順位別ポイントは以下のとおり。
男子 K1 および女子 K1 のポイント：
1 位 = 20 ポイント、2 位 = 19 ポイント、3 位 = 18 ポイント……。
男子 C1・C2 複合のポイント（2 種目のポイントを加算する）：
1 位 = 10 ポイント、2 位 = 9 ポイント、3 位 = 8 ポイント。
団体総合のポイントは、男子 K1、女子 K1 および男子 C1・C2 複合のポイントを加算する。
同ポイントの場合*には、個人種目で最高ポイントを獲得した選手の所属する連盟がカップを獲得する。
*たとえば、男子 K1 で 1 位の選手がいる連盟と、女子 K1 で 1 位の選手がいる連盟が同ポイントだった場合は？ また、チーム競技がポイントの対象外であると推測せざるをえない条文は明快さを欠いている。
- 41.15 記録の集計と成績発表（本則）
- 41.15.1 世界選手権大会終了後 30 日以内に、運営にあたった連盟、チーフオフィシャル、審判長に

より、最終の公式記録の詳細のコピー、提訴にかかわる報告およびその他すべての関連資料がICF事務局とカヌースラローム委員会委員長に送付されなければならない。

第5章 世界ジュニア選手権大会特別ルール

42.1 目的（本則）

カヌースラローム競技の実戦経験の機会を拡大するため、世界ジュニア選手権大会を偶数年に開催する。

42.2 大会運営（本則）

世界ジュニア選手権大会は、ICF理事会の承認をえて初めて計画することができる。世界ジュニア選手権大会は、全世界の選手に門戸が開かれているが、ICFに加盟し国を代表する連盟に所属する選手以外は参加することができない。

世界ジュニア選手権大会は2年ごとに、ICF理事会が承認する時期と場所において、ICFルールにしたがって開催される。

経費はICFと大会運営にあたる連盟との契約にもとづいてのみ支払われる。

オリンピック大会における競技種目は、少なくとも3つの大陸から6つの連盟が競技に参加する場合にかぎり、世界選手権競技としての資格をえることができる（ルール41.1.4.1項参照）。

オリンピック以外の大会では、すべての種目に少なくとも6つの連盟が参加し、大会全体では少なくとも3つの大陸から出場がないかぎり、世界選手権大会としての資格を失うものとする。ただし、レース途中で脱落したりレースを終了しない連盟があっても、世界選手権大会としての正当性が失われることはない（ルール41.1.4.2項参照）。

42.3. 年齢制限（本則）

ジュニア選手として競技に参加できる期間は、その選手が15歳の誕生日を迎える年を最初とし、18歳の誕生日を迎えた年を最後とする。

42.4 カテゴリー：KM、KW、CM（本則）

個人種目：

女子K1

男子K1

男子C1

男子C2

チーム種目：

女子K1×3艇

男子K1×3艇

男子C1×3艇

男子C2×3艇

ICFに加盟する連盟はすべての個人種目に3艇、チーム種目に1チームを参加させることができる。世界シニア選手権大会と同様、2回の子選ランと準決勝および決勝各1回のランがおこなわれ、準決勝、決勝進出の資格を与えられるボートの数も同様とする。チーム競技は通常2回のランが実施される。

42.5 スタート順位（細則）

世界ジュニア選手権大会におけるスタート順位は、前回の世界ジュニア選手権大会における連盟の成績の逆順とする。前回の世界ジュニア選手権大会に参加しなかった連盟にはいちばん早いスタート順位が与えられ、[複数の場合は]主催者が抽選で決定する。

したがって、各連盟が提出する申し込み書には、主催者がスタート順位を正しく割りあてる

ことができるよう、すべての競技種目における連盟のランキングを明記しなければならない。チーム種目のスタート順位は世界シニア選手権大会に準ずるものとする。

42.6 参加申し込み（細則）

世界ジュニア選手権大会への参加申し込みは国を代表する連盟を通じてのみ可能であり、かつ、案内状に挙げられた諸条件にしたがっていなければならない。参加申し込み書には、選手の姓名、性別、生年月日と所属団体名が記入されなければならない。

チーム監督は大会前に、選手の年齢を確認するための公式資料、たとえばパスポートや写真入りの身分証明書を提出しなければならない。

42.7 ICF カヌースラローム審判（本則）

大会に参加する各連盟は、有効な資格カードを所持する ICF カヌースラローム審判を少なくとも 1 名参加させなければならない。

第 6 章 オリンピック大会特別ルール

43 オリピック大会に求められる諸要件

43.1 選手あるいは他のオリンピック大会参加者が着用、使用するスポーツウェアや付属品（より一般的にはすべての衣類や用具）には、いかなる形の広告や宣伝活動、コマーシャルその他の表示が禁じられる。ただし、次項で規定されるメーカー識別表示は、広告目的でいちじるしく目立つものでないかぎりには許される [オリンピック憲章による*]。ボート、装備およびウェアには、その大きさがトータルで 9 平方 cm を超えないことを条件に、装備あるいは用品メーカーの商標やシンボルマーク（タバコ製品は除外される）あるいはエンブレムや語句を表記することが可能である。

*原文そのものが混乱していると思われるため、オリンピック憲章を参考にして意味を補った。

43.2 上の条項にある「メーカー識別表示」とは、製品メーカーの名称、称号、商標、ロゴあるいは特有の印の一般的な表示を意味し、1 アイテムにつき 1 カ所にのみ表記が許される。

43.3 選手およびすべての役職者のユニフォームには、NOC [各国オリンピック委員会] の旗やオリンピックエンブレム、あるいは、OCOG [オリンピックゲーム運営委員会] の承諾をえた OCOG オリンピックエンブレムをつけることができる。

ICF 役員はユニフォームを着用し、ICF のエンブレムをつけることができる

43.4 大会期間中、前条項の条件に合致しないボート、装備、衣類などは使用を許されない。チームは自らの装備に責任を負わなければならない。

43.5 ヘルメットおよびパドルのブレードには、（オリンピックゲーム運営委員会が提供する）各国オリンピック委員会旗あるいはエンブレムをつけなければならない。

43.6 オリピック大会においては、ボートの側面に選手名を表示する。その正確な位置は競技委員会*によって決定される。ステッカー上の選手名は、高さ 10cm 以上*、白地に黒の文字で表記される。ステッカーは主催者が用意する。

オリンピック大会のプログラム、参加申し込み書、案内状は国際オリンピック委員会が要求する条件にしたがって決定される。その他はすべて、ICF の細則、とりわけ世界選手権大会特別ルールが適用される。

*ルール 37.1 項に、「オリンピック大会では競技委員会ではなく審議委員会を設置する」という意味の文章がある。したがって、ここでは「審議委員会」の誤記の可能性か、あるいは ICF とは別の組織、たとえば、IOC による競技委員会の存在を想定しておく。いずれにせよ、37.1 項との整合性を欠くように思える。

*「高さ 10cm 以上」の原文は "The dimension of the names will be minimum 10cm"。ボートの側面に限定されるとしても、この表現では選手名はどんなに大きくてもよいことになる。"maximum" の誤りか？

第7章 ワールドカップ大会特別ルール

- 44.1 定義（本則）
- 44.1.1 ワールドカップ大会は、カヌースラローム競技の普及と発展のために毎年開催される。
- 44.1.2 各競技種目にひとつの賞が設けられる：
男子 K1、女子 K1、男子 C1、男子 C2 の各々に「ICF カヌースラローム・ワールドカップ」のタイトルを付与した賞が授与される。
- 44.1.3 ワールドカップ・カヌースラローム大会 [のシリーズ] は、通常、ICF の計画にしたがった大会によって構成される。ワールドカップ大会のプログラムは偶数年の 12 月 31 日までに公表される。このプログラムはカヌースラローム委員会の推薦にもとづいて理事会が承認し、2 シーズン有効となる。
- 44.2 大会運営（細則）
- 44.2.1 ワールドカップ大会開催を希望する国の連盟は、大会開催 4 年前の 3 月 1 日までに、カヌースラローム委員会委員長に対し立候補の申し出をしなければならない。
- 44.2.2 カヌースラローム委員会は、候補のなかからワールドカップ [シリーズ] に加える大会を選抜し、ICF 理事会がこの決定を承認する。
- 44.2.3 これらの大会は、ICF の日程表においてワールドカップ大会 (WCS) と明記されなければならない。
- 44.2.4 ワールドカップ大会には 5 大陸のすべてに参加を認めなければならない。
- 44.2.5 少なくとも 6 つの連盟の出場がない場合には、ワールドカップ大会としての資格は与えられない。
- 44.2.6 ここで修正が加えられた場合をのぞき、ワールドカップ大会はカヌースラローム競技ルールにしたがって運営されなければならない。
- 44.2.7 ワールドカップ大会にはその時点における ICF 会員連盟にかぎり参加することができる。
- 44.2.8.1 ワールドカップ大会は連続した 2 日間で実施される。競技の進行、参加ボート数および成績については世界選手権大会と同様とする（ルール 41.3 項参照）。
- 44.2.8.2 準決勝、決勝レースでは、コースのバランスが維持されているかぎり、もとのコースを変更することができる（ルール 20.1 項参照）。
- 44.3 参加申し込み（細則）—— 2010 年 1 月 1 日より発効
- 44.3.1 各国カヌー連盟は、ワールドカップ大会に 1 種目あたり 5 艇を参加させることができる。ただし、そのうちの 4 艇はワールドランキングによる参加資格をえなければならない。カヌースラローム委員会は毎年末に、翌年のワールドカップ大会の参加資格に関する各国連盟の位置（スポット）のリストにもとづいたワールドランキングを公表する。
- 44.3.2 参加申し込みはそれぞれのワールドカップ大会の 14 日前までにされなければならない。
*原文では 2009 年末まで適用されるはずの参加申し込みに関する細則、旧 44.3 項、44.3.1 項および 44.3.2 項が削除されているので、以下に補っておく。
- 44.3 参加申し込み（細則）—— 2009 年 12 月 31 日まで有効
- 44.3.1 ICF に加盟する連盟は、ワールドカップ大会に 1 種目あたり最大 3 艇まで参加申し込みができる。
- 44.3.2 参加申し込みはそれぞれのワールドカップ大会の 14 日前までにされなければならない。
- 44.4 コースデザイン委員会（細則）
- 44.4.1 2 名の ICF カヌースラローム国際審判 (IJCSL) がコースデザインをしなければならない。ひとは運営にあたる連盟によって指名され、残るひとはカヌースラローム委員会が指名する。コースデザイナーは（ルール 8.4.1 項で規定される）国を代表する連盟が提出する推薦名簿に含まれていなければならない。
- 44.5 スタート順位とビブナンバー（細則）
- 44.5.1 予選レースのスタート順位は、その時点における ICF ワールドランキングの逆順とする。

ランキングをもたない選手はスタートリストのトップにおかれ、[複数の場合は]主催者の抽選で順位が決められる(ルール14条参照)。

***参照すべきルールは14条ではなく13条か?**

- 44.5.1.1 選手のビブナンバーは、最新のICFワールドランキングにもとづいて決められる。ランキング1位の選手にはナンバー"1"が、2位の選手にはナンバー"2"が与えられる……(以下同じ)。ICFカヌースラローム・ワールドランキングをもたない選手のナンバーは抽選で決定される。大会期間中、カテゴリー*ごとに4組の"1"から始まるビブナンバーのセットが必要とされる。

***世界選手権大会特別ルール41.8.1.1項の文章がそのまま引用されているが、チーム競技のないワールドカップ大会の規定としては不適切で、訂正の必要があると思われる。「女子K1、男子K1、男子C1、男子C2のそれぞれにビブナンバーのセット1組を用意する」でよいのではないか?**

- 44.5.2 準決勝のスタート順位は、予選の成績の逆順とする。
- 44.5.3 決勝のスタート順位は、準決勝の成績の逆順とする。
- 44.6 ワールドカップ大会ICF派遣役員(細則)
- 44.6.1 カヌースラローム委員会は、ワールドカップ大会に派遣するICF役員1名を指名する。
- 44.6.1.1 ICFが派遣する役員の旅費、宿泊費、食費は運営にあたる連盟が負担する。
- 44.7 ICF役員の責務(細則)
- 44.7.1 ICFの派遣役員が大会運営を監督する。
- 44.7.1.1 競技ルールおよびICFのガイドラインが順守されているかをチェックするため、完全なプログラムと更新された最新の情報が大会の30日前までにICF派遣役員の手へ渡されなければならない。
- 44.7.1.2 ICFが派遣する役員はすべての会議に参加し、かつ評決に加わる権利を有する。
- 44.7.1.3 ICFの派遣役員は開催者と共同し、全選手のカヌースラローム・ワールドランキングを確定し、そのワールドカップ大会の記録作成を監督しなければならない。
- 44.7.2 各大会終了後、ICFの派遣役員はICF事務局長とカヌースラローム委員会委員長に対し、大会の公正さ*に関する報告書を提出しなければならない。
***原文は"concerning the sporting nature of competition"。**
- 44.8 ワールドカップ大会における表彰(細則)
- 44.8.1 各種目のワールドカップランキングは、ワールドカップ・シリーズ各大会の最終成績にもとづいて決定される。
- 44.8.1.1 参加選手はすべて、下記の規準にしたがってワールドカップ大会と大陸選手権大会におけるポイントを獲得する。
- 1位=50ポイント
 - 2位=45ポイント
 - 3位=41ポイント
 - 4位=39ポイント
 - 5位=38ポイント
 - 6位=37ポイント
 - ……
 - 38位=5ポイント
 - 39位=4ポイント
 - 40位=3ポイント
- 準決勝進出の資格を獲得できなかったすべてのボート=2ポイント。
- ただし、DNFのボートに与えられるポイントは1ポイントで、DSQ-CのボートとDNSのボートの場合には0ポイントである。
- ワールドカップ・シリーズはICFの計画によって決定される。
- 44.8.2 ワールドカップランキングの計算システムはカヌースラローム委員会によって決定され、シ

- リーズの開始に先立つ1年前に発表される。
- 44.8.3 最終的に最高のポイントを獲得した選手を、その種目のワールドカップ・シリーズ優勝者とする。
- 44.8.3.1 最終のランキングで同ポイントの選手がいる場合は、ワールドカップ・シリーズ最後のレースで上位の成績を上げた選手に上位のランキングが与えられる。
- 44.9 表彰（細則）
- 44.9.1 個人種目に対して授与される5つ*のカップがICFによって用意される。
*原文は "The following awards are furnished by the ICF. 5 Cups for individual events".
5つのカップではなく、4つのカップ？ 44.1.2項では「男子K1、女子K1、男子C1、男子C2の各種目に『ICFカヌースラローム・ワールドカップ』のタイトルを付与した賞が授与される」とある。
- 44.9.2 各大会、各種目の上位3選手にメダルあるいは賞品がかならず授与される。また、シリーズの総合優勝者にはワールドカップが授与される。
- 44.10 閉会式（細則）
- 44.10.1 閉会式では最終成績が発表されなければならない。また、ICF [が主管する] 競技大会に関する規定にしたがう様式で「ワールドカップ」が授与されなければならない。

訳出後記：

この日本語訳は、訳者の力量不足から未確認事項と疑問を残したまま、今後の改訳、訂正を前提として提出する暫定的な試訳です。また、ICFカヌースラローム競技ルールはICFによって公表された英文による文書が唯一有効で公的な原典であり、したがって、この文書はあくまでもその原典を理解するための参考資料にとどまるものであることを付記します。